**RFC募集要項の用語定義**

| 用語 | 定義 |
| --- | --- |
| ＩＲ整備法に関する用語 |
| ＩＲ関係法令等 | ＩＲ整備法、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等をいう。 |
| ＩＲ区域 | ＩＲ整備法第２条第２項に規定する特定複合観光施設区域をいう。 |
| ＩＲ施設 | ＩＲ整備法第２条第１項に規定する特定複合観光施設をいう。 |
| ＩＲ整備法 | 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）をいう。 |
| ＩＲ予定区域 | 大阪・夢洲においてＩＲ区域を整備しようとする区域をいう。 |
| RFP | Request for proposalの略称。ＩＲ整備法第８条第１項に基づき、都道府県等と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者の公募・選定をいう。 |
| 議決権等 | 議決権又は株式若しくは持分をいう。 |
| 基本方針 | ＩＲ整備法第５条第１項に基づき、国土交通大臣が定めるＩＲ区域の整備のための基本的な方針をいう。 |
| 区域整備計画 | ＩＲ整備法第９条第１項に規定する特定複合観光施設区域の整備に関する計画をいう。 |
| 懸念事項対策 | カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため必要な措置をいう。 |
| 施設供用事業 | ＩＲ整備法第２条第５項に規定する施設供用事業をいう。 |
| 実施協定 | ＩＲ整備法第13条に基づき、国による区域整備計画の認定を受けた後に、認定都道府県等と認定設置運営事業者の間で締結する協定をいう。 |
| 実施方針 | ＩＲ整備法第６条第１項に基づき、都道府県等が定めるＩＲ区域の整備の実施に関する方針をいう。 |
| 設置運営事業 | ＩＲ整備法第２条第３項に規定する設置運営事業をいう。 |
| 設置運営事業者 | ＩＲ整備法第２条第４項に規定する設置運営事業者（設置運営事業を行う民間事業者）をいう。 |
| 設置運営事業予定者 | （仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業を行おうとする民間事業者として、ＩＲ整備法第８条第１項に基づき、大阪府・市が公募により選定した者をいう。 |
| 中核施設 | 国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設を総称していう。 |
| 認定区域整備計画 | ＩＲ整備法第９条第11項に基づき、国土交通大臣の認定を受けた区域整備計画をいう。 |
| ＭＩＣＥ施設 | ＩＲ整備法第２条第１項第１号に定める「国際会議場施設」及び同項第２号に定める「展示等施設」を総称していう。 |
| 来訪及び滞在寄与施設 | 中核施設と一体として設置され、及び運営され、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設をいう。 |

| 用語 | 定義 |
| --- | --- |
| RFCに関する基本用語 |
| ＩＲ | ＩＲ整備法に基づき、ＭＩＣＥ施設や多種多様な誘客施設の一体的な整備により、これまでにないスケールとクオリティを有するものとして整備される総合的なリゾートをいう。 |
| ＩＲ区域拡張予定地 | 将来的にＩＲ区域を拡張整備するための予定地をいう。 |
| RFC | Request for conceptの略称。（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業を実施する意思を有する民間事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募ることをいう。 |
| RFC対話 | RFC提案書を基に、RFC提案者と大阪府・市との間で行う対話をいう。 |
| RFC提案者 | 参加登録者のうち、RFC提案書を提出した者をいう。 |
| RFC提案書 | 本RFCへの応募にあたって、参加登録者が大阪府・市に提出する具体的な事業コンセプト等の提案書類をいう。 |
| RFC提案前対話 | 本RFCの提案前に、参加登録者と大阪府・市との間で行う対話をいう。 |
| 大阪・関西万博 | 2025年５月から11月に開催される日本国際博覧会をいう。 |
| 大阪府・市 | 大阪府及び大阪市を総称していう。 |
| 大阪府・市アドバイザー | 大阪・夢洲におけるＩＲ区域整備の推進にあたって、大阪府・大阪市ＩＲ推進局が行う事務に関して設置しているアドバイザーをいう。 |
| 参加登録者 | 参加登録申請を行った応募者のうち、参加資格確認を通過した者をいう。 |
| 事業期間 | ＩＲ整備法第９条第11項の認定から起算して【35年間】の期間をいう。 |
| 守秘義務対象開示資料 | 参加登録者に対して、「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を条件に大阪府・市が開示する資料をいう。 |
| 第二次被開示者 | 応募グループの構成員、協力企業及び応募アドバイザーのうち、秘密情報等の開示先として、応募企業又は代表企業が大阪府・市に報告した者をいう。 |
| 提供等 | 大阪府・市が、大阪府・市以外の第三者に対し、応募者の名称及びRFC提案書の内容を公表・開示・提供することをいう。 |
| 秘密情報等 | 守秘義務対象開示資料及び対話により大阪府・市から参加登録者及びRFC提案者に提供された情報をいう。 |
| VDR | 大阪府・市がRFC実施のために設置するバーチャルデータルームをいう。 |
| 募集要項 | 大阪府・市が2019年４月24日に公表した（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業コンセプト募集に係る募集要項をいう。 |
| 募集要項等 | 募集要項及び守秘義務対象開示資料（いずれも修正があった場合は修正後の記述による。）をいう。 |
| 本事業 | （仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業をいう。 |
| 様式集等 | 募集要項の「様式集及び記載要領」をいう。 |

| 用語 | 定義 |
| --- | --- |
| 応募者の構成に関する用語 |
| 応募アドバイザー | 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、特定の応募企業又は応募グループのために本RFCにおける応募提案を検討・支援する者として、応募企業又は応募グループ構成員が選任した者をいう。 |
| 応募企業 | 本事業を実施する意思があり、本RFCで大阪府・市が提案を求める事項をすべて提案可能な単体企業をいう。 |
| 応募グループ | 本事業を実施する意思があり、本RFCで大阪府・市が提案を求める事項をすべて提案可能である、複数の企業によって構成されるグループをいう。 |
| 応募グループ構成員 | 応募グループを構成する企業であり、設置運営事業者への出資を予定している企業をいう。 |
| 応募者 | 応募企業、応募グループ、協力企業及び応募アドバイザーを総称していう。 |
| 協力企業 | 応募企業及び応募グループ構成員以外の者であって、本事業に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として、応募企業又は応募グループ構成員が選任しRFC提案書に記載した者をいう。 |
| 代表企業 | 応募グループにあって応募グループ構成員の代表となる企業をいう。 |